

茨城県耕作放棄地対策協議会会計処理規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県耕作放棄地対策協議会(以下「県協議会」という。)の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 県協議会の会計業務に関しては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱(平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知)及び茨城県耕作放棄地対策協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めのないものについては、茨城県農業会議経理規定を準用するものとする。

(会計区分)

第3条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- (1) 耕作放棄地再生利用交付金会計
- (2) 耕作放棄地再生利用推進交付金会計
- (3) 耕作放棄地緊急総合対策補助金会計

(会計年度)

第4条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 県協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(帳簿書類の保存)

第5条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票5年
- (3) 証ひょう(領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。)5年
- (4) その他の書類3年

(予算の流用)

第6条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(決算の種類)

第7条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに会長に報告するものとする。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 予算対比収支計算書

(雑則)

第8条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知)、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月26日から施行する。
- 2 平成21年4月28日よりこの規約の一部を変更する。
- 3 平成21年10月28日よりこの規約の一部を変更する。